葛野小学校いじめ防止基本方針

平成25年3月25日策定 令和4年4月1日改定 横浜市立葛野小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ○いじめは絶対許しません。
 - ・児童生徒一人ひとりがいじめをしてはいけない、いじめを許してはいけないという姿勢をもてるよう 学校教育のあらゆる場面で育成します。
- ○互いに認め合い、誰もが安心して生活できる場をつくります。
 - ・日々の学校生活や学校行事などの活動を通して、誰もが自己有用感をもち、相手の良さを認め合える 関係づくりを育成します。
- ○規律ある学級・学校生活をつくります。
 - ・規則正しい生活の中でしっかりと自分の考えをもち、正しいことを言える学級づくりを行います。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任教諭、養護教諭によって、構成する。必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 運営

- ・「いじめ防止対策委員会」は、常設の委員会とする。
- ・月1回、定期的に委員会を開催し、いじめの未然防止と児童の実態把握に努める。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催し、適切な対応を行う。
- ・委員会では、学校としての組織的な対応方針を決定する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3)活動内容

①未然防止

規範意識の育成、自己有用感の育成、適切な人間関係の確立

②早期発見·事案対処

アンケートや教育相談等の充実、教職員の資質・能力の向上、的確な対応のための体制の確立 被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援、警察等関係機関との連携

③取り組みの検証

いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正 いじめ防止基本方針の点検と見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには「いじめはどの学級にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係をつくり、豊かな心を育てる土壌づくりに取り組む必要がある。

児童や保護者の意識や背景、学校、地域の特性を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

- ・児童会を中心とした児童の主体的な活動への支援 あいさつ週間、たてわり活動・集会
- ・人権、道徳教育の推進・育成

各学年の遠足、宿泊体験学習、修学旅行、人権週間、 地域行事への参加、各教科指導

・YP アセスメントと「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

いじめは早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめ見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施 いじめアンケート、学校生活アンケート、YP アセスメント
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進 サイバー犯罪防止教室 学校ネットパトロール
- ・保護者、地域、関係機関との連携 地域訪問、個人面談、教育相談

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の 少なくとも2つの用件が満たされている場合、いじめの解消とし、教育委員会へ報告する。

- ・いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の日常的な観察
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか を面談等により確認

(5) 教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の資質・能力を 高める実践的な研修を実施する。

- ・児童支援専任教諭によるいじめ防止研修
- ・スクールカウンセラー等を活用した、児童理解研修
- ・区役所、療育センター等の外部機関を活用した研修

(6) 学校運営協議会の活用

学校運営協議会又は、汲沢中学校区学校・家庭・地域協働事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組んでいく。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容		
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、 いじめの定義・児童生徒理解研修		地域訪問・個人面談
5月	学校生活アンケート実施①		
6月	YP アセスメント実施①	いじめ防止対策委員会	学校運営協議会 学校説明会にて基本方針説明 学家地連
7月	学校生活アンケート実施② 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い①)		個人面談 地区懇談会
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い②)		
9月	学校生活アンケート実施③	月	
10月			
11月	YP アセスメント実施②	·	学家地連
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン (アンケート)	随 時) 	個人面談
1月			
2月	学校生活アンケート実施④		学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ)	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。